

南アルプス市審議会等の会議の公開に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、南アルプス市情報公開条例(平成15年条例第12号。以下「条例」という。)の規定に基づき、市政の透明性、公平性を向上させるため、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる会議)

第2条 この指針の対象とする会議は、南アルプス市審議会等の設置及び運営に関する要綱(平成20年南アルプス市訓令第8号。以下「要綱」という。)に基づく会議をいう。

(会議の公開の基準)

第3条 要綱に基づく審議会等(以下「審議会等」という。)の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 条例第5条の規定に該当する情報について審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正、かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

(非公開の決定)

第4条 審議会等の長は、前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 審議会等は、会議を非公開とする決定をしたときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第5条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 会議を公開でおこなうときは、あらかじめ傍聴定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

3 審議会等の長は、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に当たって守るべき事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

4 審議会等の長は、審議に関して提出された資料について審議会等に諮り、その同意を得て、これを傍聴者に閲覧させることができる。

(会議開催の周知)

第6条 会議の開催については、会議開催日の1週間前までに、会議開催のお知らせ(様式第1号)を、市ホームページ、市政情報コーナー及び当該審議会等の事務局で市民等の閲覧に供するとともに、広報誌等の活用にも努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

(会議録の作成)

第7条 審議会等は、会議を開催したときは、速やかに会議録（様式第2号）を作成するものとする。

(会議録及び会議資料の公表)

第8条 審議会等は、会議録及びこれに係る会議資料を、市ホームページ及び市政情報コーナーにおいて市民等の閲覧に供するものとする。ただし、非公開で行った会議に係る会議録及び会議資料については、この限りでない。

(運用状況の公表)

第9条 市長は、会議の公開の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

(特別の定めがある場合)

第10条 会議の公開について、法令又は条例等に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

附 則

この指針は、平成20年6月2日から施行する。